

## ○町田市障がい者施策推進協議会条例

平成 22 年 10 月 8 日

条例第 29 号

地域福祉部障がい福祉課

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。)第 26 条第 4 項の規定に基づき、市長の附属機関として、町田市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 法第 26 条第 5 項において準用する同条第 2 項各号に掲げる事務
  - (2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 6 項に規定する事項
- 2 協議会は、障害者自立支援法施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)第 65 条の 10 に規定する協議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係団体の代表
- (3) 福祉関係団体の代表
- (4) 経済関係団体の代表
- (5) 教育関係団体の代表
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、通算した任期は、原則として 10 年を限度とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第 7 条 専門的事項を調査、審議するため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び市長が委嘱する者(以下これらを「部会員」という。)をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する部会員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員が、その職務を代理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 10 月 15 日から施行する。  
(町田市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部改正)
- 2 町田市障害者自立支援法の施行に関する条例(平成 18 年 9 月町田市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。  
第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。